



技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月17日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第50号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 総合専修科 6 月 」 を 「                      」 に、

機械加工科	1 年	溶接科 木工科	6 月	を
木造建築科	1 年		1 年	
メカトロニクス科	2 年			
ソフトウェア管理科	1 年			

機械加工科	1 年	木工科	1 年	に、
コンピュータ制御科	1 年			
木造建築科	1 年			
メカトロニクス科	2 年			
ソフトウェア管理科	1 年			
データベース管理科	1 年			

「                      」 を

「 NCオペレーション科 6 月  
テクニカルマイコン科 6 月 」 に、

「 木工科 1 年  
インテリアサービス科 1 年 」 を

木工科	1 年
-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

職業能力開発課